

財団法人やまなし文化学習協会寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人やまなし文化学習協会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲府市朝気 1 丁目 2 番 2 号に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、文化の香り高い山梨の実現に向け、県民の自発的な芸術文化、生涯学習活動を支援し、生涯学習を基盤とした生涯設計、社会生活の創造、地域文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化を担う人材の育成に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 文化振興・生涯学習・男女共同参画の推進のための事業
- (2) 山梨県が行う各種文化振興事業及び生涯学習推進事業の受託及び協力
- (3) 山梨県県民会館、山梨県立男女共同参画推進センター及び甲斐市双葉ふれあい文化館の管理運営
- (4) その他法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 5 条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第 6 条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第 7 条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、銀行若しくは郵便官署等への定期預金、信託会社への信託、

又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

（基本財産の処分の制限）

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、山梨県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

（経費の支弁）

第9条 この法人の経理は、運用財産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、山梨県知事に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

（暫定予算）

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入し、又は支出をすることができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第12条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3箇月以内に山梨県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

（特別会計）

第13条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経費は、一般の経費と区分して整理するものとする。

（長期借入金）

第14条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、山梨県知事の承認を得なければならない。

（義務の負担及び権利の放棄）

第15条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、山梨県知事の承認を得なければならない。

（会計年度）

第16条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 3 章 役 員

(種類及び定数)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上15人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長、1人を専務理事とする。

(選 任 等)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長、副理事長及び専務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうち、同一の親族、その他特別の利害関係にある者が占める割合は、それぞれ理事 現在数の3分の1以下とし、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とする。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨 を山梨県知事に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を山梨県知事に届け出なければならない。

(職 務)

第19条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長及び副理事長に事故あるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、及び執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務の執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び 評議員会又は山梨県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任 期)

第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第21条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第22条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理 事 会

(構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決し、及び執行する。

(種類及び開催)

第25条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第19条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 理事長は、必要かつやむを得ないと認める場合は、理事に書面を送付して賛否を求め、理事会の議決に代えることができる。

3 前2項の場合における前2条及び次条1項第2号の規定の適用については、その理事は、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事現在員数、出席者及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2人以上が、署名及び押印をしなければならない。

第 5 章 評議員及び評議員会

(評 議 員)

第32条 この法人に、評議員10人以上15人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員のうち、同一の親族、同一の業界の関係者その他特別の利害関係にある者が占める割合は、それぞれ評議委員現在数の2分の1以下とする。

4 第20条から第22条までの規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評 議 員 会)

第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、及び助言する。

5 第28条から第31条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、山梨県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第35条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、山梨県知事の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第36条 この法人が解散するときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、山梨県知事の認可を得て、この法人と類似の目的を有する団体又は地方公共団体に寄附するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第38条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

第8章 補則

(委任)

第39条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第18条第1項及び第2項、又は第32条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、役員にあっては、第20条第1項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとし、評議員にあって

は、第 3 2 条第 4 項の規定により準用する第 2 0 条第 1 項に規定にかかわらず、平成 1 4 年 3 月 3 1 日までとする。

3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 1 0 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 この法人の設立初年度の会計年度は、第 1 6 条の規定にかかわらず、設立の許可のあった日から平成 1 2 年 3 月 3 1 日までとする。

設 立 者	山	梨	県
代 表 者	知 事	天 野	建